

令和3年2月26日  
内閣府  
原子力被災者生活支援チーム

## 福島県の帰還困難区域への一時立入りをを行う住民の個人情報の流出の可能性について

### 【内容】

平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定されている帰還困難区域においては、立ち上がった際の被ばく管理及び放射性物質の汚染拡散防止の観点から、その境界において一定の物理的防護措置（バリケードの設置等）を講じ、立入りを厳しく制限しつつ、スクリーニングの確実な実施、個人線量管理等を徹底した上で、住民の一時立入りを実施しています。

本件に関し、令和3年2月20日（土）にバリケードの開閉等を委託している事業者（株式会社磐城タクシー）において、住民の帰還困難区域内における住所、氏名、バリケードの鍵番号等の情報を含むファイルを帰還困難区域内で置き忘れるという事態が発生したことが判明しました。当該ファイルに含まれていた住民の帰還困難区域内の住所、氏名等は509件、バリケードの番号及び鍵番号は109件です。当該置き忘れは立入りが厳しく制限されている帰還困難区域内にて発生し、ファイルは置き忘れがあった地点において約1時間後に公務従事者に拾得され、既に内閣府原子力被災者生活支援チームにおいて回収しています。

これを受け、原子力被災者生活支援チームにおいては、以下の通り対応したところです。

- ・株式会社磐城タクシーに対して、以下を指示。
  - －本件のような一時立入り情報を扱う社内の人員の限定、同情報の重要性を再認識するよう改めて社員教育の徹底
  - －同情報を社外に持ち出す場合の記録と上司による確認の徹底
  - －休日を含め事案が発生した場合の速やかな報告体制の徹底
  - －当面の各町に対するパトロールの強化
- ・本件に関係する3自治体（浪江町、大熊町、富岡町）に対し、事案の説明と謝罪、及び再発防止を徹底する旨の連絡（ファイルに何ら情報の記載が無かった双葉町にも同様の連絡）。

### 【今後の対応】

本件については、ファイルの置き忘れから拾得まで約1時間であったこと、置き忘れがあった地点は立入りが厳しく制限されている帰還困難区域内であったことから、情報が第三者に漏えいした可能性は低いと考えております。しかしながら、このような嚴重に管理すべき情報が入ったファイルを一時的にでも置き忘れた状態が発生したことにつきまして、住民の皆様にお詫び申し上げます。

今後、委託事業者含め情報管理と再発防止を徹底の上、一時立入り業務の遂行に努めてまいります。

#### 【問合せ先】

内閣府 原子力被災者生活支援チーム  
一時立入り担当 粕谷、神宮、鶴見  
TEL : 03-3581-9740  
FAX : 03-3581-9808